

盛岡広域振興局長告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成30年10月5日から同年11月2日まで関係書類を縦覧に供する。

平成30年10月2日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
都南土地改良区（盛岡市）	都南	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	盛岡市役所及び矢巾町役場